

ことうら議会だより

2019年8月1日発行 第61号



トンネルをぬけると……



トピックス

- 2本の決議案を可決 P. 2
- 9人の一般質問 P. 10
- 被災地福島に学ぶ P. 20

トンネル名は「うめだ がわきょう梅田川橋りょう」(JR西日本)
明治35(1902)年頃完成

発行 ことうらちょう鳥取県琴浦町議会

編集

議会広報常任委員会 電話/(0858) 52-1710 FAX/(0858) 52-1718
<http://www.town.kotoura.tottori.jp/> 琴浦町議会 検索

に討論集中

6月定例議会 あらまし

6月定例会は6月7日～20日までの14日間の会期で開かれ請願・陳情、専決処分（一般会計補正予算）特別会計補正予算、各財産区管理委員（東伯地区）の選任など17議案と5件の議員提出議案が可決成立した。

そのうち、「監査請求に関する決議」と『町会議員による差別事象について（報告）』の撤回を求める決議の2件の決議案が提出され、熱のこもった討論が行われた。上記議案はそれぞれ、「賛成11、反対3」「賛成8、反対2（退席4）」で可決した。

討 論

議員提出議案第10号 監査請求に関する決議

反対（澤田 議員）【定例監査をしっかり】

決議してまでというのは必要ないと思っている。定例監査をしっかりしていただくことが大事だと思う。

賛成（井木 議員）【さらにしっかりと監査を】

監査内容についても多種多様な状態があると思うけれども、しっかりやっていくためにも議員としてこの決議に賛成したい。

賛成（押本 議員）【補助金の使途を適正に】

補助金を受けている団体であるにもかかわらず、決算書で事業内容というものが一切ない。補助金は町の補助金要綱の中で、行事を行うのではなく、事業を推進するとなっている。単なる行事の消化のために町税をつぎこんでいいのか。そういう思いで監査請求をしたい。

監査請求に関する決議

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

- 1 監査を求める事項
琴浦町が行っている同和対策事業・事務の運用状況について
- 2 監査結果の報告期限
令和元年8月15日

（理由）

同和対策は、国の「同和対策審議会」の答申を受け、「同和対策特別措置法」を皮切りに法律の名称を変えながら幾度となく延長を繰り返して、2002年3月31日を以って完全に失効した。

国と地方が責務として多額の予算を投入することにより、劣悪であった環境の改善などが劇的に進み、地方自治体の責務である住民福祉の増進は一般対策として対象地域を行政が区切るのではなく平等・公平に行われることを旨とするようになった。

然るに我が琴浦町においては同和対策の一般化が遅々として進まず、行政機構として「人権・同和教育課」が存続し、固定資産税の減免が、議会の機関意思としての「廃止決議」の議決にもかかわらず継続され、法的根拠のない「生活相談員」や「文化センター（隣保館）館長」、「人権教育推進委員」も設置されている。これらは法的根拠がないために貴重な自主財源でまかなわれており各地区公民館と比べても不平等・不公正の一因となっている。

運動団体である「部落解放同盟琴浦町協議会」に対して多額の補助金が毎年交付されている。そもそも部落解放同盟は規約上の「会員」及び「会費」で運営されるものとするが、適正な補助金の支出となっていて町民の理解が得られる使い方になっているのか監査によって明らかにされるべきである。

同和地区の住宅環境の改善の為に取組まれた「住宅新築資金」の償還期限が目前に迫っている。個人資産である住宅及び宅地の多額の未払い金があるが、貸付条例に基づく破たん処理スキームも駆使した特別会計を閉鎖する工程について監査委員の見解を明らかにすべきときにきているのではないかと。

反対

3

賛成

11

議員提出議案

議員提出議案第11号 「町会議員による差別事象について（報告）」の撤回を求める決議

「町会議員による差別事象について（報告）」の撤回を求める決議

平成31年3月27日（水）に開催された「琴浦町差別事象対策委員会」の決定に抗議し、委員会の『事業実績報告書』並びに令和元年5月10日付け町人権・同和教育課から、県人権局等に提出された「6月11日に発生した、町議会議員による差別事象について（報告）」の撤回を求める。
以上、決議する。

令和元年6月20日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

反対（澤田 議員）【議員の発言が誤解を与えたとして謝罪すべき】

私は差別を助長するおそれがある不適切な発言であると指摘した。

議員には発言の自由があるのは当然だが、その発言を聞かれた人が、どう受け止めどう感じたかということが重要であると思う。

当然、この議場におられた管理職、傍聴人、議員、そして町民が差別の助長につながるような発言だと感じたら、私たちはこうした発言には十分配慮しなければならない。

自分は差別をする意志はないと思って発言したことが、誤解を与えたとしたら、素直に申し訳なかったという気持ちも大切なことだと思う。

賛成（井木 議員）【間違った報告を出すべきではない】

この差別事象の間違ったものを県に出すということ、間違いは間違いとして是正していただきたい。

賛成（押本 議員）【言葉狩りは謹んで】

議会としては差別事象ではないという意向がはっきりしたので、この決議案を出したということをご理解いただきたい。一般的に通用する差別事象でなければ、差別事象としてあげることはふさわしくない。反対議員の、差別ではないかという発言は非常に主観的なことで、15人の議員のうち1人がそういうふうに言われたということである。今回の言葉狩りのような、一部の人からの申し出で行政自身が動くということは謹んでいただきたい。

賛成（青亀 議員）【議会の権威がためされている】

行政が、公平で民主的で平等なものになっていく、そのための議論が、差別事象だとか言って否定されるようであれば、二元代表制の議会制民主主義は死滅する。そういうことはあってはならない。同和減免を行政区単位ですということを知る権利が議員には当然ある。差別事象対策委員会は極めて不当である。それが通用することは断じてあってはならない。間違った報告書が拡散して、琴浦町というのはこういう差別事象があるんだということ、全体にばらまくようなことは撤回すべき。それが当局、議会、町の名誉にもなる。

反対 2	賛成 8
退席 4	

※町は、7月1日付で県及び関係機関に対し、取り下げ依頼文書を送付した。（7月18日 現在）

元年陳情第3号

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

反対 (井木 議員) 【**辺野古なしに極東の安全は守れない**】

普天間の基地問題を解消するためには、辺野古にもっていかないと、極東の安全は守れない。よってこの陳情には反対。

賛成 (福本 議員) 【**民意を届ける**】

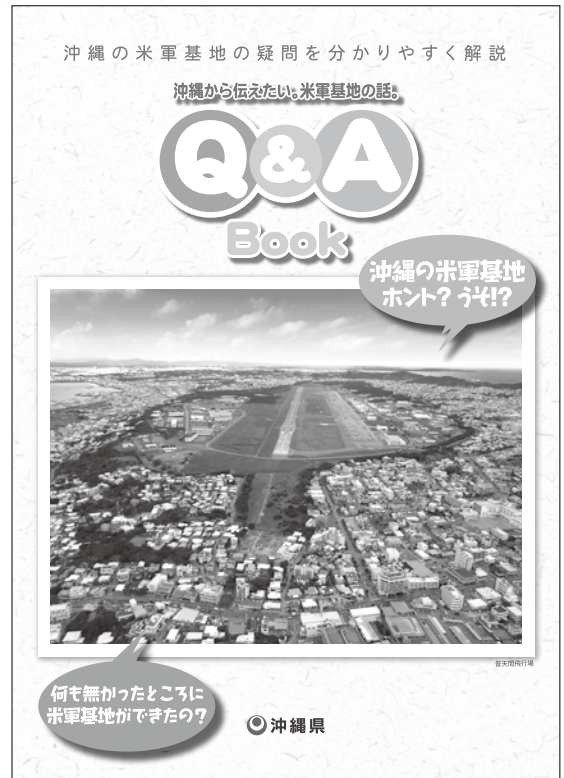
沖縄県民の声が無視されている。県民の意見を届けていくことが重要である。

賛成 (押本 議員) 【**まずは国民的議論に**】

この陳情は沖縄県民の意志があり、それを国民的な議論で民主的に憲法に基づいてやりなさいと言っている。地方自治がさげられる中で、県民の意思がはっきりしている。国民全体で議論をしたうえで決しようということ。

賛成 (青亀 議員) 【**日本共産党の立場で**】

憲法に基づき、当然国内の移転はありえないという歯止めもかかっていると理解して、日本共産党の議員としては、この陳情に対しては賛成をする。



沖縄県ホームページから

反対	賛成
6	8

元年陳情第5号

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

反対 (井木 議員) 【**県民投票は複雑怪奇**】

普天間の危険な基地を早く辺野古に持って行ってもらいたいという声のほうで、多かったと私は聞いた。それが意思だろうと解釈をしている。

賛成 (押本 議員) 【**アメリカへの従属は遺憾**】

本来の保守であれば反対するはず。賛成できるのは、体制維持の方だけが反対できると私は考える。国民的議論により、民主主義及び憲法に基づいて公正に解決する手段が適正。

反対	賛成
6	8

元年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願

反対（高塚 議員）【民営化推進の観点から】

行政を効率化するためには、民間でできるものは民間がいいと思っている。「トップランナー方式」は廃止・縮小すべきではない。

賛成（澤田 議員）【地方に財源の確保を】

子育て支援とか、高齢化が進行する中で、社会保障等の対応、地域交通の維持など役割が拡大している。地方には、それに対応し得るだけの財源とものを十分確保していくことが重要だ。

反対（井木 議員）【一部納得できない】

昨年この請願は出ており、何の修正もされないまま再度提出されていることが、納得いかないということで反対。

賛成（青亀 議員）【多くの自治体が財源不足に】

民間というのは利益を追求する組織で、地方政治、公的な部分は利益を追求することではなくて住民福祉の議論がされるべきである。トップランナー方式というのは多くの自治体が財源不足に陥る。そういうことを否定した請願なので採択すべき。

反対	賛成
2	12

議員提出議案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

反対（高塚 議員）

トップランナー方式は縮小・廃止すべきではないという立場で反対。

反対	賛成
1	13

※トップランナー方式とは、市町村の普通交付税算定基礎となる単位費用の一部の精算に民間委託等による合理化の要素を反映させたもの。

予算・決算審査特別委員会を設置

6月20日定例会最終日に、全議員で構成する予算・決算審査特別委員会を設置した。
委員長 手嶋 正巳 副委員長 福本まり子

全会一致で可決した議案は以下のとおり（請願・陳情及び意見書提出の議案は7ページ）

- ・ 議案第47号 専決処分について〔琴浦町介護保険条例の一部改正について〕
- ・ 議案第48号 専決処分について〔琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について〕
- ・ 議案第49号 専決処分について〔琴浦町税条例等の一部改正について〕
- ・ 議案第50号 専決処分について〔平成30年度琴浦町一般会計補正予算（第10号）〕
- ・ 議案第51号 専決処分について〔平成30年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算（第3号）〕
- ・ 議案第52号 琴浦町森林環境譲与税基金条例の制定について
- ・ 議案第53号 琴浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- ・ 議案第54号 令和元年度琴浦町一般会計補正予算（第1号）
- ・ 議案第55号 令和元年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ・ 議案第56号 令和元年度琴浦町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- ・ 議案第57号 令和元年度琴浦町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- ・ 議案第58号 令和元年度琴浦町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第59号～63号 東伯地区各財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

不同意（高塚 議員）【議案第59号～63号】【男女共同参画の視点から】

選任案には女性が八橋地区の1人のみである。琴浦町には男女共同参画推進条例があり、男女共同参画プランでは2022年度には50%を目標値とするとある。地域からの推薦等あるが、行政が推進すべき。数字があまりにもかけ離れている。人物的にはすばらしいと思うが、男女共同参画の立場から反対。

同意（井木 議員）【議案第59号】【実質的な視点から】

男女共同参画と言われても、実質的なものは現在のとおりで、現行のままでいいほしいということで反対。

同意（押本 議員）【議案第61号】【門戸は開かれている】

男女共同参画は推進すべき。門戸は開かれているが、実態としてまだ女性が進出できていない。決して好ましい状態ではないけれども、反対すべきほどのことではないということの立場で賛成。

反対 2
賛成 12

東伯地区各財産区管理委員

任期：令和5年6月29日まで（敬称略）

八橋財産区	浦安財産区	下郷財産区	上郷財産区	古布庄財産区
市本 隆	藤本 則明	桑本 文利	松本 清志	杉山 信一郎
藤田 孟生	大松 悟	手嶋 一夫	森上 賢二	山本 英明
生田 峰敬	村岡 嘉仁	山下 幸雄	桑本 慎吾	陰田 正人
住田 満雄	吉岡 正	小林 忠雄	横山 英明	馬野 彰博
佐伯 博	前田 正秀	門脇 正人	倉本 稔	橋田 照雄
松田 洋子	盛山 明	日置 悦夫	岩本 昭一	横山 浩正
桑本 賢治	永田 定秋	川本 直秋	小倉 良一	古林 幹夫

赤碕地区各財産区管理委員（平成30年6月定例会最終日に同意）

任期：令和4年7月22日まで（敬称略）

赤碕財産区	成美財産区	安田財産区	以西財産区
武尾 頼信	山崎 昭壽	松岡 義雄	谷口 和久
田中 健文	浅田 義彰	安原 高志	小椋 雅晴
中西 和弘	岸本 繁	北村 繁樹	山根 喜義
田中 正人	池信 良治	生越 満	那須 典久
井木 裕	高橋 廣吉	大本 豊	山下 修
加藤 順子	谷口 朗	金田 晃典	高力 幸吉
大平 高志	前田 富明	武尾 俊信	小川 克彦

賛否が分かれた議案等の起立採決による審議の結果

	審議結果	賛成		反対		前田	角勝	福本	押本	大平	澤田	桑本	新藤	高塚	手嶋	青亀	前田	桑本	井木	小椋
		賛成	反対	敬孝	計介	まり子	昌幸	高志	豊秋	賢治	登子	勝	正巳	壽宏	智章	始	裕	正和		
地方財政の充実・強化を求める請願	採択	12	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	議
元年陳情第3号(※下欄「請願・陳情」参照)	可決	8	6	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	議	
元年陳情第5号(※下欄「請願・陳情」参照)	可決	8	6	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	議	
財産区管理委員の選任同意	浦安	可決	12	2	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	議
財産区管理委員の選任同意	八橋	可決	11	2	○	○	○	○	○	○	退	×	×	○	○	○	○	○	○	議
財産区管理委員の選任同意	下郷	可決	12	2	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	議
財産区管理委員の選任同意	上郷	可決	12	2	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	議
財産区管理委員の選任同意	古布庄	可決	12	2	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	議
地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	可決	13	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	議
監査請求に関する決議	可決	11	3	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	議
「町会議員による差別事象について(報告)」の撤回を求める決議	可決	8	2	○	○	○	○	○	○	×	退	退	○	退	○	○	×	退	○	議

この表に掲載していない議案は全会一致で可決(5ページ参照)、陳情は全会一致で採択となりました。
○=賛成 ×=反対 欠=欠席 議=議長 退席=退

請願・陳情

番号	件名	提出者	要旨	付託委員会	委員会の意見	本会議採択結果
元年請願第2号	地方財政の充実・強化を求める請願	自治労鳥取県本部 執行委員長 西村 裕生 琴浦町職員労働組合 執行委員長 林原 裕司	2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立ができるよう政府に要求する。	総務	採択	採択 (国に意見書提出)
H.30年陳情第5号	琴浦町カウベルホールの運営存続と早期改修について	琴浦町カウベルホールを守る会 代表 四門 隆	カウベルホールの運営存続と早期改修を求めるとともに、利用者の意見集積、運営方法の検討、及び「琴浦町文化芸術振興ビジョン」の策定を求める。	教育民生	継続審査	継続審査
元年陳情第3号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情	「新しい提案」 実行委員会 安里 長従	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論により、沖縄以外の全国のすべての自治体を等しく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。	総務	採択	採択 (国に意見書提出)
元年陳情第4号	ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情	池原 正雄	ハンセン病元患者家族の被害を直視し、元患者家族に対して謝罪と賠償を行うよう、政府及び国会に求める。	教育民生	採択	採択 (国に意見書提出)
元年陳情第5号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情	全国青年司法書士協議会 会長 半田 久之	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論により、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。	総務	採択	採択 (国に意見書提出)

総務常任委員会

委員長 手嶋正巳



6月18日に委員会を開催し、請願1件、陳情2件について審査した。所管の各課から報告事項、議案について説明を受けたのち、活発な議論をおこなった。付託された請願、陳情3件については採択とし、審査を終えた。

- Q** 『ことしの仕事』1000部印刷とあるが、どの範囲で配布されるのか、また、希望者には販売されるのか。
- A** 各区に一部配布予定。希望者は役場まで。
- Q** 各財産区管理委員について男女共同参画の観点から、女性の登用が少ない。
- A** 推薦依頼文には女性登用をお願いしている。今後努力する。
- Q** 地域交通のあり方、現状を見るといろいろ問題あるのでは。
- A** バス検討委員会で見直しを踏まえ検討する。
- Q** 「道の駅琴の浦」は入れ込み客数が伸びているが、「道の駅ポート赤碕」は減少している。対策は。
- A** 物産館ことうらは来年でテナント契約が終了。ポート赤碕も含めて検討していく。

委員会 動

教育民生常任委員会

委員長 大平高志

6月14日に委員会を開き、各課からの報告事項、議案に関する説明を受け、質疑を行った。付託された2件の陳情を審議し、「カウベルホールの運営存続と早期改修」については、公共施設レビューの結論を待つということで引き続き継続審査。「ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書」については、全会一致で採択とした。

その後、「小中学校空調設備整備事業」で工事が完了した赤碕小学校の現状を視察し、事業取り組みについての認識を深めた。



- Q** スクールバスが混乗のデマンド方式になり、小学校の朝のスポーツタイムに間に合わないケースがある。改善を図れないか。
- A** 間に合うように運行をしているが信号のタイミングなどがある、運転手も慣れもある、様子を見たい。
- Q** 教職員が公務で私用車を使用している。公用車の利用をすべきではないか。
- A** 全てに公用車を配置するのは難しい。私用車を公用車申請してもらっており、問題はないと考えている。
- Q** 赤碕台場の利活用について、どう考えているのか。
- A** 活用に当たり策定する活用計画は他のお台場と合わせて検討する必要がある。
- Q** 学校給食異物混入の件について、今後の対応は。
- A** 金属探知機も検討したが精度もあり、難しい。職員の目視でチェックを強化したい。



赤碕小学校

農林建設常任委員会

委員長 青亀壽宏

6月議会は、本会議から付託された議案や請願・陳情はなく、担当の農林水産課（農業委員会含む）と建設環境課の説明を中心に、6月17日に委員会を開いた。

○初めに農林水産課から「森林環境譲与税基金」の新規設置について説明があった。この問題は「森林経営管理法」の施行に伴い、その財源として「森林環境譲与税」が市町村に交付されることに伴うもので、基金を作り、林業の産業化や森林整備の促進を目指すものであるが、委員からも質問が相次いだので、下欄に解説図を示した。

○台風24号の災害復旧工事の進捗は、国庫補助対象施設等では、5月末までに1件2か所が完成。6月発注済が32件66か所。7月発注予定が13件64か所、8月発注分は、10件13か所が予定されている。
また小災害（国庫補助対象外）の対象施設等は、農地142か所、農業用施設172か所、林道26か所で、事業費は9779万円が見込まれ、補助金の充当は2179万円、原材料費と機械借り上げ料を850万円の見込み、発注は118か所を8月以降。さらに、その他の地元に対応を依頼した案件は196か所になるとの報告を受けた。

○農業研修生宿泊施設に、2人目として徳島県出身の男性が5月30日から入所して研修している。また町内指導農家で実施した「農業体験ツアー（5月24日～26日）」に2人の男性の参加もあった。

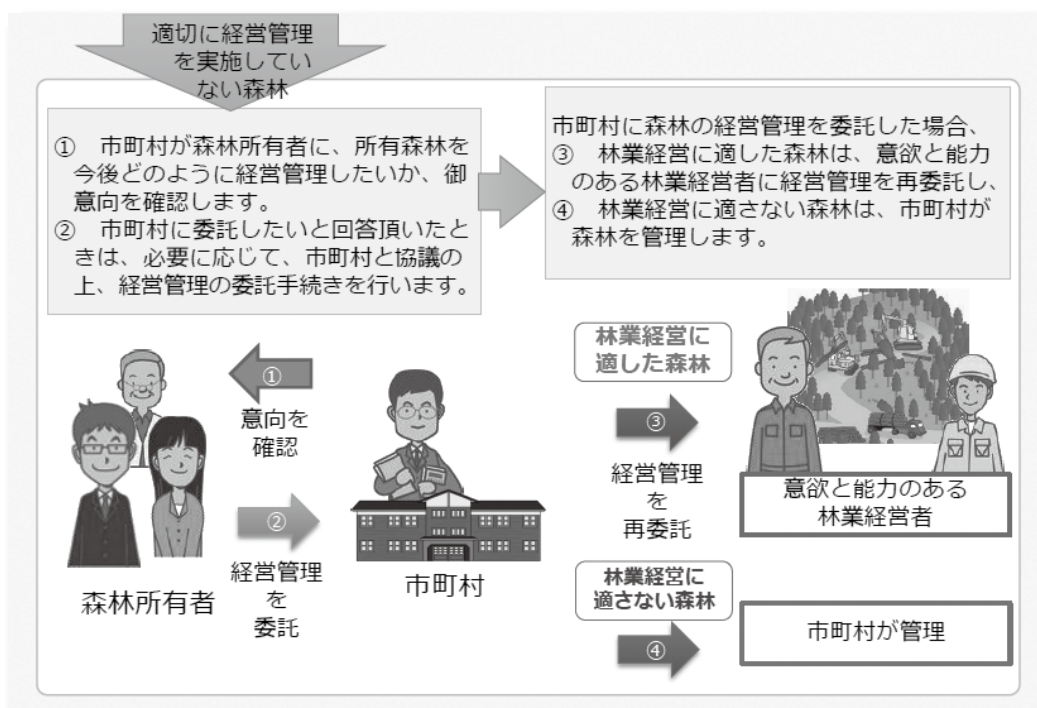
○5月15日午後3時30分ごろ(株)鳥取林養魚場（別所）から汚水が流出していると通報があり、現地を確認したところ、養魚場の水槽の清掃時にエサ、ふん等が流れ出たものであった。たび重なる不祥事に対する対策が強く求められる。

○滞納問題に関連して、主に建設環境課に対し、住宅・水道・下水道使用料や分担金・負担金の滞納が高いレベルで発生しており、現在行っている滞納対策について6月中に情報の提供を担当課に依頼した。



森林経営管理制度(森林経営管理法)について

林野庁ホームページから

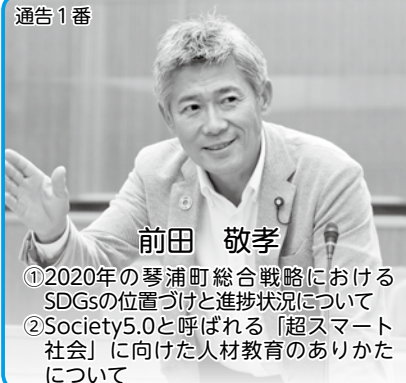


ここが聞きたい

一般質問 Q&A

一般質問とは、議員が、町長・教育長・農業委員会会長・選挙管理委員会委員長・監査委員などの執行機関に対し、事務の執行状況や将来に対する方針などについて問うものです。
本町議会の質問時間は、1人30分以内（答弁時間除く）です。

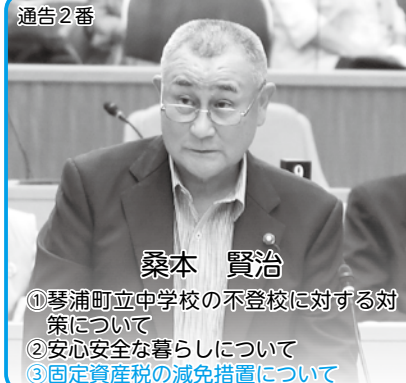
通告1番



前田 敬孝

- ①2020年の琴浦町総合戦略におけるSDGsの位置づけと進捗状況について
- ②Society5.0と呼ばれる「超スマート社会」に向けた人材教育のありかたについて

通告2番



桑本 賢治

- ①琴浦町立中学校の不登校に対する対策について
- ②安心安全な暮らしについて
- ③固定資産税の減免措置について

通告3番



手嶋 正巳

- ①期日前投票所の設置場所
- ②ドローンの導入について

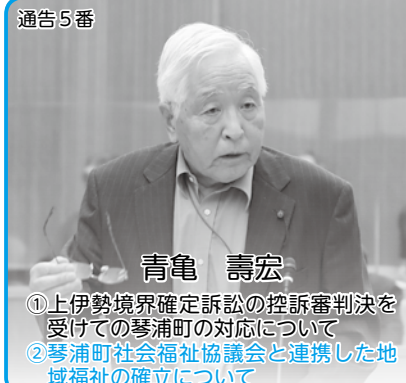
通告4番



福本まり子

- ①「部落差別解消推進法」等の施行に伴う具体策について
- ②町有施設の維持管理について
- ③事業仕分けについて

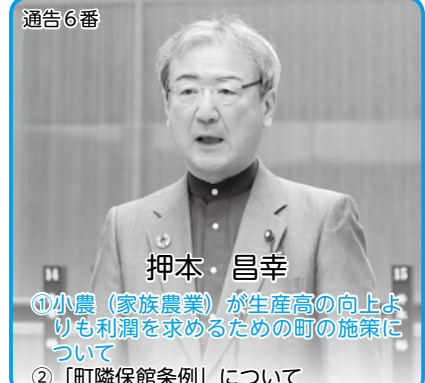
通告5番



青亀 壽宏

- ①上伊勢境界確定訴訟の控訴審判決を受けての琴浦町の対応について
- ②琴浦町社会福祉協議会と連携した地域福祉の確立について

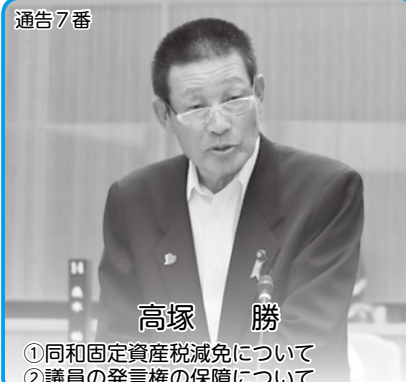
通告6番



押本 昌幸

- ①小農（家族農業）が生産高の向上よりも利潤を求めるための町の施策について
- ②「町隣保館条例」について


通告7番



高塚 勝

- ①同和固定資産税減免について
- ②議員の発言権の保障について

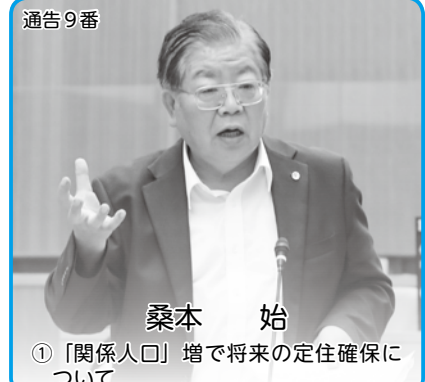
通告8番



大平 高志

- ①町道の改良について
- ②乾杯条例制定に伴う事業展開について
- ③琴浦パーキングの利活用について
- ④住宅新築資金の問題解決について

通告9番

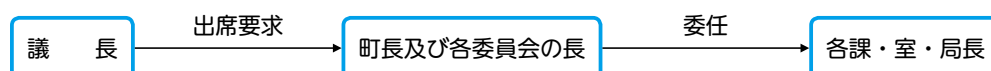


桑本 始

- ①「関係人口」増で将来の定住確保について

※青字は、本紙では省略

一般質問の答弁者に「〇〇課長」とあるのは、地方自治法第121条の規定により、町長及び行政委員会の長から「委任を受けた説明員」として出席した課・局・室長の答弁。





前田 敬孝 議員

問

町長にとって11年後、2030年の琴浦町のあるべき姿とは

答

より多くの町民の参画で、琴浦町のあるべき姿を考え実現したい 小松町長

総合戦略でSDGsの位置づけは

問 3月定例会で、町長より前向きな答弁があった。進捗状況を伺う。

答 住民の意見の積上げで、17の目標に呼応した課題が見えてくる。6月26日には、勉強会を行うが、町民の参画を期待し、商工会などにも声をかけ、SDGs推進のスタートを切りたいと思っている。

問 官民学連携のきっかけは

民間企業の取組みも盛んになっている。行政だけでは17のゴールは達成できない。官民学連携のきっかけや財源の確保について問う。

答 多くの町民の参加を期待する 小松町長

より多くの町民の参加により、持続可能な町が実現する。繋がりによる幸せを感じ、生きる力を満たすことになる。先進事例を参考に、多くの知恵をかりて進めていきたいと思っている。財源については、総合戦略が決まれば地方創生推進交付金

という形で確保したい。

超スマート社会に向けた学習のあり方について

問 超スマート社会「ソサエティ5.0」に備え、実益を兼ねた生涯学習の充実を計るべきだと考えるが。

答 新たな社会に適用すべく、見直す必要がある 小林教育長

学びだけでなく、趣味、特技、健康維持の方法などで変化が起こっている。生涯学習のありかたも見直す必要がある。

問 町内の小中学校でタブレット端末を利用した授業が開始されたが、様々な理由で学校に通うことができない子どもたちや読み書きに障がいがある児童生徒への個別対応は可能か。

答 ハードルは高い 小林教育長

現在は1クラス分のタブレットしかなく、学校に来られない子どもたちや個人的に貸与するには、まだ少しハードルが高いと考える。

問

どれだけ科学技術が進んだとしても、人間中心の社会であることに変わりはない。いくら英語が堪能でも、あいさつができなければ会話は成り立たない。まずは大きな声で元気よくあいさつができる子どもになってほしいと願いながら、質問を終わる。

SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは？

2015年に国連で全会一致で採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」。30年までに達成を目指す17分野の目標で示すターゲットには「食品廃棄を半減させる」「育児や介護、家事という家庭内の無報酬労働を評価し、責任を分担する」など日常生活でも取り組めるものが多い。日本は、ジェンダー平等や貧困対策、クリーンエネルギーなどの分野で課題があると指摘されている。

朝日新聞記事より

Society 5.0 (ソサエティ・ゴ・テン・ゼロ) ー科学技術政策ーとは？

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな経済社会。

サイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かく対応したモノやサービスを提供することで、経済的発展と社会的課題の解決を両立し、人々が快適で活気に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会。産業だけではなく社会全体を改革する概念を、日本が世界に先駆けて発信した。

内閣府資料より



桑本 賢治 議員

問 中学生の不登校対策は

答 総合教育会議の場で 小松町長
学校現場をサポートする 小林教育長

中学生の不登校対策は

問 中学生の不登校対策はどうなっているのか。

答 小松町長

教育は、人材育成の観点から重要なことだと思っている。短期間でできるものではなく、長い年月がかかっていると考える。数年前から総合教育会議ができ、学校現場で何が起こっているか報告を受け対応するという認識はもっている。この1年間、総合教育会議では不登校の報告とか相談は受けていない。

総合教育会議とは

平成27年から各都道府県・市町村に設置された、首長と教育委員会で構成される会議。

答 小林教育長

不登校としてカウントするのは、年間30日以上のお欠席者。教育委員会としては、教育総務課内にスクールソーシャルワーカー、特別支援コーディネーター、指導主事等がいて、

中学校の生徒指導委員会に参加している。その中で学校現場と一緒にやり、改善方法を考え、助言している。

問 教育現場の先生方の意見として、教育委員会は現場に丸投げしているのではないか、またスリード感がないという不満を聞くが。

答 小林教育長

町では、スクールソーシャルワーカーを2名配置し、昨年は週20時間、今年度からは25時間学校に向いている。家庭の協力無くして、学校教育は成り立たないので、しっかりとスクラムを組んで連携をとりながら、教育を行いたい。

元旧川を田越まで延長を

問 昨年の台風24号により、田越、笠見地区で浸水被害が発生した。元旧川(2級河川)は笠見から八橋1区までつながっているが災害が発生した田越地区まで延長すれば、町負担がなくても水があふれるのは避けられるのではないか。

答 小松町長

県土整備局に相談しているが、既存の水路を一気に2級河川というのは、検討はするが、非常に難しいと聞いている。河川改修で、どうしても水があふれないか、技術面で検討する。

信号機の設置を



東伯総合公園入り口交差点

問 東伯総合公園入り口に信号機設置要望があったが、その後どうなったのか。

答 小松町長

平成27年10月に旧八橋警察署に要望した。鳥取県警が協議しているが、現段階では優先度が低いと聞いている。警察署と連携をとりながら要望していく。



手嶋 正巳 議員

問 期日前投票所の設置場所1階に設置すべき

答 柔軟に考えたい
坂口選挙管理委員会委員長

投票所は1階が普通

問 なぜ、本庁舎2階に設置されたのか理由を伺う。

答 坂口選挙管理委員会委員長

従来使用していた厚生棟が、ハローワークなどの事務所として利用されることになり、利用できなくなりました。選管として検討を重ね、選挙事務局が即座に対応でき、目の届く範囲内の近い場所にあることが重要な要件であり、エレベーターが利用できる2階の第2会議室を選定しました。

問 知恵を出し合い選定すべき。選定にあたり、町の執行部と協議されたのか。

答 坂口選挙管理委員会委員長

選挙管理委員と選挙担当者で決めた。

問 7月の参議院議員選挙を控えて、厚生棟の空き部屋、町長公用車の車庫、保健センターのロビーなど、1階で検討されたい。

答 坂口選挙管理委員会委員長

2階に固執する考えはない。アイデアなどいただき、柔軟に考えたい。

ドローンの導入について



問 災害に備えてドローンを導入する考えはないか。

答 有事の際は、ドローンチームの派遣を要請する
小松町長

県では、職員災害応援隊ドローンチームが平成30年12月に結成され、本年4月現在で県職員が28名登録されており、ドローンは8機あると聞いている。手なれた方に飛ばしてもらおうのいいと考える。

問 導入の目的は、人や車が立ち入りにくい災害、火災事故など、現場を上空から撮影したり、被害状況の確認、人名救助の迅速な対応が狙い。町内でも今年に入り、3件の火災が発生し、2名の方が死亡、赤碓では牛舎が焼け、牛が4頭死んだと報道されている。このような状況をどう思うか。

答 小松町長

ドローンの使い方はいろいろあると思うが、火災の場合は消火が優先、山火事の場合は別かと思うが、いずれにしても県の場合3人のチームでやっている。使い慣れている方に飛ばしてもらおうの一番効率がいいと思う。

問 ドローンの課題は、操縦資格を持つ消防団員が必要だということである。中部1市4町に先駆け、将来を見据え検討しては。

答 小松町長

北栄町では観光にも利用されていると聞いている。目的の明確化、備品、人員配置、使い方など考えたい。



福本 まり子 議員

問

- ①人権3法をどのように展開するのか
- ②町有施設の安全管理、バリアフリーは
- ③事業レビューの実施予定は

答

- ①第3次総合計画の見直しを機に
- ②公共施設の統廃合計画で対策を講じる
- ③10月に10事業程度を実施する

人権3法とは

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」
 「部落差別の解消の推進に関する法律」

問 人権3法の具体策は

2016年に障害・ヘイトスピーチ・部落差別解消にむけた推進法がそれぞれ施行された。基本理念と行政の責務などを定めたものだが、それぞれどのように展開しようとしているのか、具体策を問う。

答 現計画の中で

- ①基本計画の変わった点、新たな事業計画は。
 - ②法の制定目的で調査の実施は、対象や内容は。
 - ③推進方法、実践例は。
- ①第2次琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画を基本に、また、障がい者差別解消についても各計画に基づいて事業実施している。
- ②調査は部落差別解消法に基づく調

町有施設安全管理、バリアフリーは

査は国がやるが、町は第3次あらゆる差別をなくする総合計画に關して意識調査を行う。

③懇談会などとおしての教育・啓発に意味がある。

問 公共施設レビューの今後は

- ①公共施設レビューの成果と課題、今後の計画は。
- ②町有施設の耐震調査結果と改修計画は。



浦安地区公民館（昭和43年築）

答 施設の更新をするか否か

- ③バリアフリー化は。
- ①町民評価員、外部審査員で公共施設レビューは有意義な会となった。
- ②耐震調査ができていないところが5か所。耐震性が低いのが浦安地区公民館と安田地区公民館。
- ③バリアフリー化は個別施設の利用状況を考え、緊急性の高いものが順次やっていきたい。

事業仕分けは

問 事業レビュー・事業評価は

町の事業や補助金を交付している事業についても個々に見直すことが必要だと思いが。

答 予定している

事業のすべてをやるわけにもいかないが、10月に10事業程度を予定している。

公共施設と同じような形で無作為抽出により、町民の評価者や外部有識者の意見を聞きたい。



青亀 壽宏 議員

問 当事者への謝罪は

答 部落の方に謝罪したい 小松町長

判決後の反応



問 土地を取ろうとしたのか

建物が建っている土台のところは

答 町の主張が退けられたのは残念。今後、判決に従い裁判費用の支払い、係争地の地図訂正の登記を行う。

裁判所で（町側の）証言をしていただいた上伊勢部落の方にご苦勞、ご心配をかけ、申し訳なかったという謝罪はしたい。

問 上伊勢境界確定訴訟の高裁判決が確定し、町が町民の土地を地籍調査により、不当に奪った結果になったが、その責任はどのよう

に取るのか。

当事者に謝罪の必要があると考えるが、どうか。

答 境界ピンは建物より古い

境界を持ってきたのは地籍調査、それを登記した。建物が建っている土地は町のものになった。それはおかしいと提訴したら「反訴」でそれは町のものだと言い出した。土地を取ろうということになる。

問 払下げは

地籍調査のピン、担当に聞いてみたら「ピンは建物の以前からあった」という話で作為的に奪い取ろうとしたものではない。

答 それで裁判になった

地籍調査の修正の代替として町が「払下げ」を提案・推進しながら権利の無い上伊勢部落と一緒にあってなぜ潰したのか、理由を聞きたい。

問 部落同意は必要か

地籍調査は正しいと町が言い、問

「払下げ」の話が進んでいたが、地元の同意が得られなかったことが「境界確定協定通知」後に分かり、払下げの話はなくなり裁判になった。

答 まだ検証していない

具体的にまだそこまで聞いていない。検証していない。色々後から出てくるが、過ちは過ちとして認めなければならぬ。今後検討していきたい。

問題解決の手段として払下げを提案。併せて残る2軒も説得、同意したがさらに「部落同意」の条件を付けた。これをアコに部落が反対してつぶれた。なぜ提案しながら潰したのか。

問 原因者に負担求めるか

一連の訴訟は琴浦町の業務の誤りを断罪した。これらに要した費用を血税でまかなうことは町民の納得が得られない。

一連の原因者に対して負担を求める考えがあるか。

答 故意・過失は認められない

誰が原因者かという問題もあるが、特段の故意・過失があった場合には損害賠償請求はある。

今回の事例を見る限り、特別な故意・過失は認められないと思う。



押本 昌幸 議員

問 隣保館条例の
在り方を問う

答 町の事業全体の中で見直す
小松町長

問 厚労省事務次官通知（平成14年）についての町長の理解を問う。

答 平成9年に同和对策事業の特別措置法が失効したということとこの通知が出た。新たな設置運営要綱を制定し一般化しなさい、一般財源でやりなさい、ということだ。

問 一般化ということだが、例えば地区公民館には館長1人、主事1人、それに対し隣保館は館長、指導員、ほか職員で、管轄の省の違いはあるが地域コミュニティとすれば、隣保館が優遇されているように見えるが、いかがか。

答 今、職員の業務内容の見直しをしている時機なので、必要性を認めながら検証していく。

問 通知で、「館長及び指導職員は、社会福祉主事の資格を要する者もしくは2年以上従事した者または隣保館の運営に熟意のある者」とあるが、町の現状は。

答 小椋人権・同和教育課長
有資格者は現在いない。

問 事務次官通知が資格が必要だと。それを40年近く正規の職員がいまま町の施設が運営されている、これは行政の怠慢ではないか。

答 ここだけでなく、全体を見直そうと考えている。

問 通知では生活相談員の設置について、これを廃止するとの通知だが、今、いるのか。

答 2名配置している。

問 この生活相談員廃止通知を無視するという根拠は。

答 国は廃止といっているが、県、町はまだ必要だとして配置している。

問 住宅新築資金等貸付事業があと2年で返済期限がくるなかで、既に1億5千万円の焦げ付きがある。これらの返済について生活相談員に相談はなかったのか。

答 小椋人権・同和教育課長
業務の一つに入っている。

問 「あそここの地域は返済しない、そついう地域だ」というような新たな差別を生むことにならないか懸念する。それを生活相談員は回避するよつ）やっっていない、町の同和对策協議会も話題にしないが。

答 相談員の役割、やって来たことも含め検証しながら人員の見直しを考える。

問 町隣保館条例について、3月定例会の人権・同和教育課長の答弁で「厚労省のいう要綱の中に生活相談員は活動していく」とあった。廃止するという援護局長通知と違つが。

答 国は廃止するとある。

問 町隣保館条例第2条、文化センターの名称位置が明記されている。他の市町村には差別を助長するということで削除されている所があるが、いかがか。

答 町の設置場所を書いていると
いうことだ。



高塚 勝 議員

問

同和固定資産税減免
廃止は

答

来年当初に向け検討
小松町長

同和固定資産税減免

問

平成31年3月議会で「琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱の廃止を求める決議」が議決された。無視はできない。町長は、どのように対応するのか。

決議（抜粋・要約）

固定資産税の旧同和地区住民に限定する減免は、「琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱」で行われている。昨年からの問題が議会で議論が重ねられ、その反映として、要綱は平成31年3月1日に改定された。その一つは、目的が目的を終え失効した地域改善特別措置法を根拠とするものになっており、実質的には変更したとは言えない。今一つは、申請手続きで、生活相談員の確認が削除されたものである。貧富の格差が広がる中で、減免措置の必要性は認めるが、特定の地域を限定したものではなく、一般施策として行われるべきである。よって、同和固定資産税の減免措置要綱は根拠のないものになっており、廃止すべきである。以上、決議する。

答

議決は重く受け止める

議会の議決は重く受け止める。いろいろな面で影響があり、廃止理由をよく考えて検討し、少なくとも来年当初に向けて方向を出す。

議員の発言権の保障

問

昨年6月定例議会での私の一般質問で「琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱」の記述の中に「対象地域となるのは行政区域を単位とする、とあるので行政区域は具体的にどこでしょう。」と質問したことに對して、平成31年3月27日に開催された琴浦町差別事象対策委員会(委員長 山口副町長)が、私のこの発言は差別発言であると、県の人権局に報告されている。当事者である私には一切聴取もせず、一方的に差別発言と断定したことは欠席裁判である。

議員は、町政に対して自由に発言する権利があり、自治法132条でも「無礼の言葉を使用し、又は、他人の私生活にわたる言論をしてはならない」だけである。

議会会議規則第6章(発言)に基づいて行った発言を差別発言と決定

答

議会が取り消しを要求するのであれば

することは、私に対する著しい侮辱であり、二元代表制の根幹に係る重大な問題である。即時撤回と謝罪、関係者の処分を求める。

差別とは言っていない。差別を助長する発言ではないかという懸念は持っている。議会が不適切だと思われたから、TCC放送を削除や議会終了後に研修会を開かれた。何故、研修会を開かなくてはいけないか、根幹はそこにある。これは差別を助長する可能性があるから注意しよう。議会は判断されたと思っている。もしそれが変わるようだったら(高塚議員の言う)話になると思う。はからずも委員会が開かれ、委員会の結論は出ているが、それも含めて議会が取り消しを要求するようであれば、言ってもらえばよい。

● 議会は、6月20日本会議で「町会議員による差別事象について(報告)」の撤回を求める決議を賛成多数で議決した。

● 町は、7月1日付で県及び関係機関に対し取り下げ依頼文書を送付した。





大平 高志 議員

問 町道小学校松ヶ谷・荒神谷線
改良の具体的進展を

答 用地取得に時間を
要している 小松町長

**町道
早期の事業着手を**

問 町道小学校松ヶ谷・荒神谷線から国道9号線に接する部分は視界も悪く、拡幅が必要と取り上げたこともあるが、現地調査以後進展がない。早期の事業着手を国交省に求める考えは。

答 国と協定を結んで事業推進とすることで協力しているが、当事者のこともあり様子を見たい。



町道小学校松ヶ谷線・荒神谷線、手前が国道9号線

**問
児童の安全につながる**

問 誠意ある対応で理解を得る取り組みをしていただきたい。当該箇所の整備後は、赤碓小学校まで改良する計画もあるようで、児童の安心安全につながる。地元の協力を得つつ、事業を前に進めて欲しいが。

答 改良が進むことを願っている。今後とも誠意をもって対応し、道路改良が早く進むことを願っている。

**乾杯条例
必要な取り組みは**

問 先の議会で「ふるさとの恵みで乾杯条例」が制定された。町の役割として、地元産飲料等の販売に関わる事業者と協力し、必要な措置を講じることを求めている。条例趣旨を具現化する取り組みを行う考えは。

答 今後考えていきたい。究極的な目的は地産地消の促進を図ることだ。町産物の利用促進の話

**問
景気が循環する取り組みを**

はしているが、具体的に何かということは今後考えて行きたい。



牛乳で乾杯

問 地元産品が利用されるように、最大限の努力をしてほしい。そうすることで原材料も町内産を多く利用してもらおう。そうやって町内の景気が循環する取り組みを進めてほしいが。

答 地産地消を図っていく。皆さんの協力を得ながら、地産地消を図っていく。ご意見をいただきたい、予算の話になれば検討させていただくということ、知恵の出どころかと思っている。



桑本 始 議員

問

「関係人口」増で
将来の定住確保は

答

潮流（関係人口）を
模索し実践 小松町長

人口減・定住・
ビジョン策定は

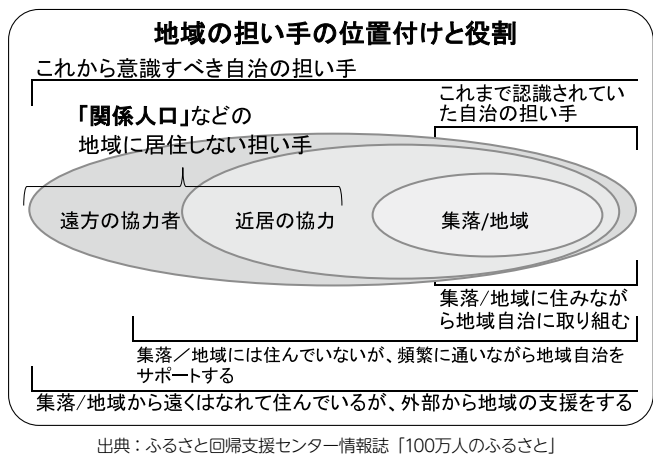
問 合併後の人口減・定住の実態は。また、地域人口ビジョン策定業務委託との関連について。

答 移住・定住ではなく
視点を変えて

人口減少の中で、移住希望者の自治体の獲得競争が激しくなっており、いかに琴浦町を魅力的に見せていくかということと、交流だとか関係だとかということでの移住定住ではなく、いま少し視点を変えてかわってきていると思う。

地域人口ビジョン策定ということで、持続可能な地域社会総合研究所の藤山浩氏と委託業務契約を結んで、ブロックでいけば、9つの公民館単位も含め、モデルを、古布庄を中心に関係地域人口ビジョンを策定していきたいと思っている。

また、昨年の関西での若者交流会で14名の参加があり、今年も計画している。



地区別戦略は

問 地域人口ビジョンの「地区別戦略」は
公民館ごとの具体的な定住目標を掲げ、人口ビジョンに対応した、地区別戦略は。

答 自治センター構想で

4月20日、熱中小学校の講師に島根県おのなんちよう南町職員おのなんちようの寺本氏の話を聞き、6月4日、職員8人が視察、また、7月7日には熱中小生徒と一般

町民が視察。先進事例をもとに、自治センター構想で各地区の戦略を考えてみたい。

ウエルカニとの連携は

問 関係人口増で将来の定住確保と、東京と大阪の県の歓迎案内所（ウエルカニ）との連携は。

答 視野に入れている

関係人口が注目されているのは琴浦町に来て欲しい、町民の方はいつもニコニコ、食べ物もおいしい、そういうことが観光戦略の中に入っていて、住んでいる人が自慢できることを多く作っていく。東京・大阪の琴浦会も含め、プレゼンの中で、3分間動画も利用し、ウエルカニとの連携も視野に入れている。

関係人口とは
定住人口でも交流人口でもなく、その地域に住んでいなくても多様な形でその地域に関係を持っている人々の総称。

視察研修

情報を取得し、もって議会の使命の達成並びに地方自治

大平高志、押本昌幸、福本まり子、角勝計介、前田敬孝



西郷村役場前にて

移住・定住促進事業 ふるさと回帰支援センター（東京都千代田区有楽町）

ふるさと回帰支援センター江森孝至事務局長、浜田雅子相談員から、センターの移住定住促進事業について説明を伺う。

移住定住者が多い県は、相談体制やフォローアップが充実しており、相談窓口もワンストップで分かりやすい。今年度、鳥取・岡山県営のハローワークと県移住相談窓口が同じ施設内（鳥取・岡山新橋館（もてなし）2F）に移設され、相談者にはより分かりやすくなっている。

本町も、「鳥取県IJUターンBIG相談会」等を実施すべきと考える。また、商工会との関わりも重要である。

中山間公共交通 国土交通省総合政策局・道路局（衆議院第2議員会館）

中山間地域の交通事業対策について、総合政策局交通政策部 日下企画調整官から説明を伺う。

- ・ 少子高齢化の進展、高齢人口の増加のため、通学・通勤ニーズの減少と、高齢者ニーズの増加が見込まれる。
- ・ 年代を問わず、地方部における自動車分担率は高くなっている。地方部では70歳以上の高齢者のバス分担率が他の年代と比べて高い。
- ・ 公共交通の主な類型（自動車）
民間バス、コミュニティバス、デマンド交通（その他の）自家用有償旅客運送

人口密度や自然条件等の地域特性に応じ、多様な交通手段を有機的に組み合わせて、町の公共交通を抜本的な再編を行う必要がある。乗り合いタクシーの導入やAI技術を活用したサービスの展開等調査研究していきたい。



衆議院第2議員会館

水道を取り巻く状況 厚生労働省医薬・生活衛生局（衆議院第2議員会館）

琴浦町においては、現在、下水道会計を企業会計に移行する取り組みがなされているが、上水道関係では旧東伯の中山間地を中心に専用水道などの小規模水道経営が残っており、それらの脆弱な基盤の水道組合と上水道の統合問題もあるが、国の大きな流れも視野に入れながら水道問題を考える必要がある。

水道を取り巻く状況

「普及率が97.9%に達し、これまでの拡張路線から既存の基盤を確固たるものにする必要がある」として、問題点として次の点が挙げられた。

- ① 老朽化の進行。耐用年数を越えた水道管路の増加。
- ② 耐震化の遅れ。
- ③ 水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱。
- ④ 計画的な更新のための備えが不足。これらのことから“水道の基盤強化”をはかることが必要になっている。

水道法の改正により、広域化、民間委託の口火が切られたが、人口減少に伴い給水人口の減少、管路の老朽化が横たわる中で簡易水道よりランクが低い専用水道などの今後の経営方針の策定が急務となっている。

国の広域化、民営化などの構造改革の流れが強まる中において国の補助対象となる経営形態にしておくことは緊急の課題になっているのではないだろうか。

琴浦町議会

期 日：2019年5月16日（木）・17日（金）

視 察 先：ふるさと回帰支援センター、衆議院第2議員会館、福島県西白河郡西郷村、(株)林養魚場

研修目的：国・県・関係機関の先進的な取り組みを視察研修することにより、その職務遂行に必要な知識・の振興発展に寄与する。

参 加 者：小椋正和、桑本 始、前田智章、青亀壽宏、手嶋正巳、高塚 勝、新藤登子、桑本賢治、澤田豊秋、

随 行 員：副町長 山口秀樹、企画政策課課長補佐 住吉康弘、議会事務局長 太田道彦

災害発生時の対応 にしらかわぐんにしごうむら（福島県西白河郡西郷村役場）

災害発生時及びその後の議会としての対応について説明を伺う。

平成16年8月27日 集中豪雨災害時

- ・各議員は災害状況調査のため、村内を巡回し、地元消防団、行政区長、被災者等と情報交換し、被災者の救済と被害応急復旧の状況の把握に努めた。
- ・村議会は災害復旧のため、臨時議会において予算案の早期議決に全議員積極的に取り組んだ。
- ・村議会常任委員会の活動も活発に行われ、定例会の一般質問も積極的に行われた。

災害時の対応について、近年、災害がいつ起きるかわからない。災害に備え、議会としてどのような体制整備をおこなうか、また、有事の際の町災害対策本部との連携をどのようにするべきか、議員としてどう役割を担っていくべきかなど、調査研究する必要がある。



西郷村役場にて

レジャー施設誘致 (株)林養魚場 (福島県西郷村)

「とっとり琴浦グランサーモン」を生産する(株)鳥取林養魚場の本社＝(株)林養魚場がある福島県西郷村を訪れ、自然の水源を利用したあぶくま川養殖場、一年中ルアーやフライフィッシングが楽しめる釣り場施設（那須白河フォレストスプリングス）を視察した。(株)林養魚場は昭和10年に創業を開始した、国内でも最古参、養殖施設は国内に8か所、釣り場施設は5か所ある。フィッシングを核にした、同様の総合レジャー施設を町内にも、と林会長に話したところ、「ぜひ鳥取県（琴浦町）でもやりましょう。」という言葉があった。



那須白河フォレストスプリングス

株式会社林'養魚場のHPは以下の通り
<http://www.hayashitROUT.com/>



町民の声

敬称略

「琴浦創生をライフワークに」

私は1986年から32年間、ロサンゼルスで和食レストランを経営していましたが、余生はのんびりと日本で過ごしたいと思い、全国の住宅物件を探しました。しかし気に入った物件は即売却済となり、なかなか思いを果たせないままでしたが、そんなある日、ネットで偶然、赤碕という聞いたこともなかった所に、理想の家を見つけたのです。今度こそはと思い、大急ぎでいくつもの交通機関を乗り継ぎ、ロサンゼルスからやってきました。契約時には在留許可の関係で大慌てをしましたが、役場の係の人にもお世話になりながら、やっとの思いで、今住んでいる物件を手に入れることができました。近所の人たちも本当に親切で、赤碕に住まいを決めて間違いはなかったと改めて思った次第です。まずは琴浦町の風習や環境、伝統文化に対する考え方になれることが大事だと考え、いろいろ調べていたら、あっという間に一年が経ってしまいました。令和元年の訪れとともに、ロサンゼルスでの経験をいかしたいと思い「琴浦町創生プロジェクトチーム」を立ち上げました。自分たちが住む大好きな琴浦町が明るく元気な街になるように、皆さんのお手伝いをしたいと考えています。よろしくお願いいたします。



谷 雄一

「グラウンドゴルフに熱中チュウ」



崎山 昭子

結婚を機に琴浦町に住むようになって、いつのまにか65年が経っていました。時の流れは本当に早いもので、時代が昭和、平成、令和と変わり、今どき「私たちの時代はねえ…」と言うような言葉は、若い人には通じなくなってしまいました。

高度成長期で楽しい思いをした反面、バブル崩壊でつらい思いも経験しました。そんな流れに取り残されないよう頑張っているうちに、いつの間にか、「高齢者」と呼ばれる年齢になっていました。ありがたいことに健康に恵まれ、数々の福祉活動に参加させていただいております。最近はグラウンドゴルフに熱中しております。プレイすることはもちろん面白いのですが、新しいお友達ができることが、一番の楽しみです。令和の時代も平和で明るい生活のできる琴浦町であることを願います。

表紙写真

梅田川橋りょう

(撮影/押本昌幸)

議会広報常任委員会
委員長 澤田 豊秋
副委員長 角勝 計介
委員 高塚 勝
委員 押本 昌幸
委員 福本 昌幸
委員 前田 敬孝

UDフォントの明朝体

UDフォントは、より多くの人にとって「文字が見やすい」「文章が読みやすい」と感じるように配慮されているのが特徴です。議会をもっと身近に感じてもらえるよう編集者一同、より読みやすい「ことらら議会だより」を目指してまいります。時代は令和になりました。引き続きよろしく願いいたします。
(ひろのり)

今までの明朝体

今回から見やすく判別しやすい書体「ユニバーサルデザイン(UD)フォント」を採用しました。UDフォントとは、お年寄りや、視覚障害のあるかたに優しい字体です。たとえば、「は」と「ほ」、「あ」と「お」、「め」と「ぬ」は日本語を勉強中の外国の方にとっては、とてもやっかいなひらがなだそうです。

あとがき

